

令和 5 年度第 35 回鈴鹿市子ども・子育て会議

開催日時	令和 5 年 7 月 3 日（月）13：30 ～ 15：20
場所	鈴鹿市保健センター 2 階会議室
出席委員	上田 ゆかり，駒田 幹彦，日置 尚代，井ノ口 智士，南 小百合， 藤井さゆり，真昌 一竜，垣内 春子，近藤 真奈美，古市 博信， 杉本 友貴，朝比 智美，西岡 めぐみ，田城 朋子，中村 明里， 栗本 元子，鈴木 康仁 (計 17 名)
事務局等	子ども政策部長（坂本），子ども政策部次長（長尾），子ども政策課長 （長尾），子ども政策課総務 GL（松井），子ども政策課総務 G（尾崎）， 子ども政策課子ども福祉 GL（柳井谷），子ども育成課長（善福）， 子ども家庭支援課長（白木），子ども家庭支援課家庭支援 GL（小久 保），子ども家庭支援課発達支援 GL（西出），子ども家庭支援課教育 相談 GL（金子）， 教育指導課長（西村） 健康づくり課長（中川），健康づくり課母子保健 GL（中井） 文化振興課長（中川） 人権政策課長（谷本），人権政策課管理調整 GL（田中）
傍聴者	0 人
資料	(1)事項書 (2)資料 1・2・3・4 (3)委員名簿
備考	

事務局	1 開会 ・事務局挨拶（司会進行） ・委員の出席状況（出席者 16 名）
事務局	それでは、定刻がまいりましたのでただ今から、第 35 回鈴鹿市子 ども・子育て会議を開催いたします。本日はお忙しい中、御出席をい ただきありがとうございます。まず初めに、本日の会議時間についま しては、概ね 2 時間を目途とさせていただきたいと思っておりますので、会 議の進行に御協力のほどよろしく願いいたします。なお、本日は鈴 鹿市私立幼稚園協会代表の服部委員から欠席の御連絡を、また鈴鹿市 PTA 連合会代表の西岡委員から遅参の御連絡をいただいております。ま

	た、鈴鹿児童相談所の加藤委員につきましても現在お見えになっておりませんが、現在、御出席の委員は 16 名でございます。過半数の委員の出席をいただいておりますので、鈴鹿市子ども・子育て会議条例第 5 条第 2 項の規定により、この会議が成立していることを御報告させていただきます。また、当会議につきましては、傍聴要領を定めており傍聴希望者の方は入室を認めておりますが、本日の会議におきまして傍聴希望者はいらっしゃいません。それでは、開催にあたりまして、当事務局子ども政策部長より御挨拶申し上げます。
部長	皆様こんにちは。子ども政策部長の坂本でございます。本日はお忙しい中、鈴鹿市子ども子育て会議にご出席いただきありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、平素から、それぞれのお立場で、本市の子どもたち、また、子育て家庭を支援する取組にご支援をいただいておりますことに重ねて感謝申し上げます。さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、約 3 年間、様々な場面で制限を設けるなどの影響を大きく受けてまいりましたが、この 5 月には、感染症法上の位置づけが、5 類感染症に移行されました。国が、一律に基本的な感染症対策を求めることはなくなり、感染対策は、個人や事業者の判断となり、少しずつではございますが、コロナ以前の状況に戻りつつあることも肌で感じているところでございます。また、国におきましては、この 4 月に、こども家庭庁が発足され、同時に、こども基本法が施行されました。このことにより、子どもに関する取り組みや政策の推進は、今後、更に拡大するものと考えております。 本市におきましては、すでに、令和 5 年度がスタートし、子ども政策部では、従来から実施しております様々な事業に加え、「子どもに関する条例」の制定に着手するなど、新たな取組の展開を進めているところでございます。「子どもに関する条例」の制定につきましては、長く続きましたコロナの影響を受け、子どもたちの生活の中で、様々な課題が浮き彫りとなり、その都度、子どもの権利がクローズアップされてきました。また、子育て家庭においては、虐待や貧困などの問題がより顕在化し、子どもだけでなく、保護者の方についても子育てに関する悩みや不安を抱えておられる状況がございます。このことから、本市では、今年度から「子どもに関する条例」の制定に着手することで、本市の未来を担う子どもたちの健やかな育ちの確保につなげてまいりたいと考えており、委員の皆様方にも、御意見等、頂戴する機会もあろうかと思っておりますので、その際には、御協力をお願いいたします。また、「鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」についてでござい

	ますが、本日、皆様にご議論いただきます事業につきましては、この子ども・子育て支援事業計画に基づき、実施しているものでございます。現計画の第 2 期の計画期間が、2024 年に終了いたしますことから、今年度から、次期計画の策定に入っておりますが、こちらにつきましても、本会議において御議論をいただきたいと考えておりますので、御協力をお願い申し上げます。最後になりますが、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、今後、一層、多様化、複雑化することとも予想される中、本市といたしましては、子育てに関するより良い環境づくりの実現に向け委員の皆様をはじめ、本市の子育て支援に携わる方々と、引き続き、しっかりと連携をさせていただくことで、子どもたちを健やかに育み、安心して子育てができる環境整備に取り組んでまいりますので、一層のご支援を賜りますよう、お願いを申し上げます。開催の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。
事務局	次に今回、委員の皆様方には本年 2 月 13 日から令和 8 年 2 月 12 日までの 3 年間を任期として「子ども・子育て会議委員」を委嘱させていただいております。また本年 4 月 1 日以降、3 名の方が異動等により委員を交代いただいております。なお、鈴鹿市放課後子ども教室代表の古市委員につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から 3 年間の任期となっております。本日は、新たな任期を迎えての初めての会議となりますので、委員の皆様で自己紹介をお願いしたいと思います。上田委員から時計回りで、順次お願いいたします。(委員自己紹介)
事務局	皆様ありがとうございました。本会議におきまして、貴重な御意見を頂戴いただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。次に事務局も人事異動により、変更がありましたので、全員自己紹介をさせていただきます。(事務局自己紹介) 続きまして、先ほどお伝えしましたとおり、現委員での新たな任期となりましたことから、議事に先立ち「会長・副会長の選出」をお願いいたします。鈴鹿市子ども・子育て会議条例第 4 条の規定により、会長及び副会長を各 1 名置き、委員の互選により定めることとなっておりますので委員の皆様よろしくようお願いいたします。
真昌委員	鈴鹿市立保育連盟の真昌です。推薦をさせていただきたいのですが、学識が大変豊かな、また子ども子育て会議に新しい風をとという思いを込めまして、会長を鈴鹿大学教授の上田先生に、またこれまでの経緯をご存知で、万全のサポートをしていただければということで、

	副会長を鈴鹿市医師会理事の駒田先生にお願いしてはどうかと思います。
事務局	ただいま、真昌委員から会長に上田委員、副会長に駒田委員を推薦するご提案をいただきました。いかがでしょうか。
各委員	異議なし。
事務局	皆様からの承認をいただきましたので、会長に上田委員、副会長を駒田委員を選出することといたします。よろしくお願いいたします。 (資料の確認) それでは、新しく委員になられた方も、お見えになりますので、はじめに、「子ども・子育て会議」について、説明させていただきます。 「鈴鹿市子ども・子育て会議」は、特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること、子ども・子育て支援事業計画に関すること、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進、実施状況に関することについて審議する機関として、子ども・子育て支援法第 77 条に基づき設置されております。具体的に申しますと、「利用定員の設定に関すること」につきましては、保育所や保育園・幼稚園の利用定員、つまり受入れが可能な児童の数の設定や変更に関することを御審議いただきます。 また、「子ども・子育て支援事業計画」につきましては、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とした「第 2 期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」が現在、計画期間中ですが、昨年度は中間年に当たるということで御審議いただき、量の見込みと確保方策について見直しを行っております。 なお、本日の議事ともなっております、本市の子ども・子育て支援施策の実施状況につきましても、毎年度それぞれ専門的なお立場から御意見をいただいているところでございます。 本日の議事内容につきましても、忌憚のない御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、ここからの議事進行は会長にお願いいたします。
会長	ご指名をいただきまして会長をさせていただきます。上田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、事項書 2 議事の議題「令和 4 年度鈴鹿市子ども・子育て支援施策の実施状況」について議事を進めます。本日の会議では議事や報告事項が多いため、各事業の説明についても時間配分の関係上、複数の事業内容毎に説明をお願いします。初めに 1 ページ目の「第 2 期鈴鹿市子ども・子育て支援

	事業計画について」の説明をお願いし、その後最初の説明の区切りとして 2 ページ目から 3 ページ目の「2 教育・保育事業」について、次の区切りとして、4 ページ目の「3 地域子ども子育て支援事業 (1) 時間外保育事業」から 8 ページ目の「(5) 一時預かり事業」までについて、最後の区切りとして、9 ページ目の「(6) ファミリー・サポート・センター事業」から 13 ページ目の「(10) 養育支援訪問事業」の順番で、事務局からの説明と委員の皆さんとの意見を重ねていきたいと考えております。それでは事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、議題の 1 つ目にあります令和 4 年度鈴鹿市子ども子育て支援策の実施状況について、資料 1 資料 2 とありますが、資料 2 の「第 2 期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画にかかる令和 4 年度各種事業の取組実績及び取組評価」につきましては、令和 4 年度の各種事業の実績等をまとめたものになります。本日の会議では使用しませんので各自で御確認いただければと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。資料 1 の 1 ページをお開きください。第 2 期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画では、基本理念を【鈴鹿で育つ、鈴鹿の未来 ～未来を担う子どもたちの健やかな育ちをめざして～】とし、基本目標、施策目標を設定しております。1 ページ下段の「量の見込み」の設定につきましては、国が示す算出方法により設定を行っております。次に 2 ページを御覧ください。ここからは各事業の実施状況でございます。令和 3 年度と令和 4 年度の実績を記載してございます。事業を所管いたします担当課長より、先ほどの区切りで順に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。
事務局 (子ども育成課長)	それでは、2, 3 ページの「2 教育・保育事業」について、説明させていただきます。(1)令和 4 年度の実施体制につきましては、記載のとおり、公立幼稚園は 10 園で、うち 2 園は休園でございました。保育所・保育園は、公立 10 園、私立 25 園の、合計 35 園、認定こども園は私立の 7 園、私立幼稚園は 5 園でございます。 次に、(2) 入所園児数の状況でございます。まず、表における認定区分について、説明いたします。1 号認定とは、満 3 歳以上の学校教育のみ利用する児童、2 号認定のうち、満 3 歳以上で、保育の必要性があると認められ、学校教育施設の利用する児童を教育ニーズ、満 3 歳以上で、保育の必要性があると認められ、保育所・認定こども園を利用する児童を保育ニーズ、3 号認定とは、満 3 歳未満で保育の必要性があると認められた児童にそれぞれ区分し、計上しております。教

	育ニーズについては、幼稚園や認定こども園を利用する児童で、就労等で保育が必要となる日数は少なく、通常は在籍する幼稚園等の平常利用時間で事足りますが、ときどき、預かり保育や認可外保育施設を利用する必要がある利用者をいいます。0歳・1～2歳の保育ニーズとなる3号認定の利用者は、令和3年度は合算で1992人、令和4年度は1981人となっており11人の減少。3～5歳の教育・保育ニーズとなる2号認定の利用者はこちらも合算で令和3年度は3136人、令和4年度は3103人で33人の減少となり、全体で44人減少しております。人口減少により全体的に利用者は減少傾向にはありますが、幼児教育・保育の無償化以降、社会情勢や育児環境の変化の影響を受け、施設別において前年度に引き続き、公立幼稚園が令和3年度の295人から令和4年の234人と61人減少しております。令和4年度の表をご覧ください。A量の見込みとD実績値の比較ですが、E差し引きの欄にありますとおり、2号認定保育ニーズ及び3号認定において、量の見込みを超える利用実績となっておりますが、Fの欄は対応可能な余裕のある人数を示しており、3号認定及び2号認定保育ニーズ共にB確保方策の範囲内で収まっておりますことから、全体としては計画と整合が取れている状況となっております。以上でございます。
会長	ありがとうございました。それではただいまの説明につきまして何かご意見等いかがでしょうか。
副会長	よろしいでしょうか。保護者としては、就職が決まってから保育園を探すのではなく、いつでも入れるところがあるから預けられる。ある程度、数に余裕があることは周知するべきだと思います。鈴鹿市では余裕があるから子どもを預けて就労に繋げたいと思う家族は多いと思います。入れない子どもたちは減少してきているが、実際に余裕があることを知らせていくことは、母子のためにも必要だと思います。4月はいつもギリギリで入れなかったり、実際はどこかに入っているのですが、東京都の狛江市では、すべての子どもは行きたがればいつでもいけるという形をとっています。それがないと就労実行の確保には結びつかないので、余裕があることをアピールしたほうがいい。定員を減らしていくことと質の向上にはいいことだと思うが、しばらくは数の確保も並行して考えて、余裕をもたせた数の確保をするべきだと思います。
会長	ありがとうございました。いただきましたご意見等で事務局からはいかがでしょうか。

事務局（子ども育成課長）	おっしゃっていただいたとおり、やはり余裕があるかないかということは大変かと思います。こども家庭庁が示す子どものことについての政策がある中でニーズの中で取りこぼしがないように今後取り組んでいきたいと思っています。ご意見ありがとうございます。
会長	そのほかご意見はいかがでしょうか。それでは続きまして、4 ページ目の「3 地域子ども子育て支援事業（1）時間外保育事業」から 8 ページ目の「(5) 一時預かり事業」までについて、事務局から説明をお願いします。
事務局（子ども育成課長）	それでは、4 ページをご覧ください。「3 地域子ども・子育て支援事業（1）時間外保育事業（延長保育事業）」について、説明させていただきます。時間外保育事業とは、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日並びに時間において、保育所、認定こども園等で保育する事業のことです。令和 4 年度の実施体制といたしましては、私立保育園 23 園、私立認定こども園 6 園で実施しております。実施状況といたしましては、令和 3 年度・令和 4 年度ともに利用実績が確保方策を下回っております。特に令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症が猛威を振った年でもありその影響を受けた緊急事態宣言が出されるなど、感染拡大防止のため、施設の利用を控えていただく期間も多かったことから、利用数が下回っております。令和 4 年度は、一昨年度と比較し感染症が周囲に与える影響が比較的落ち着いてきたことに伴い、社会経済活動が徐々に回復しつつあったことから利用数が戻ってきたのではないかと推測しております。今後の方向性といたしましては、保護者の就労形態が多様化している状況を踏まえ、今後も利用者が増加する可能性を念頭に、今後も継続して事業を実施していきたいと考えております。以上です。
事務局（子ども政策課長）	次に、(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について、説明させていただきます。 令和 4 年度につきましては、市内 50 か所で事業を行っていただいております。実施状況につきましては、C 利用者数は、令和 3 年度の 1991 人に対しまして、令和 4 年度は 1947 人と 44 人減少しており、市内の小学校全児童数の約 19, 2%が利用している状況になります。その下の「R4 実績内訳」の表が、各小学校区別の利用児童の状況になります。それぞれ放課後児童クラブ数や利用者数も異なりますが、市内で最も利用者数が多い小学校区は稲生小学校区で、小学校区の児童総数 707 人に対しまして、167 人約 23, 6%の児童が放課後児童ク

	ラブを利用している状況でございます。次いで、旭が丘 157 人・桜島 128 人・神戸 123 人となっております。また、利用率が高いのが庄内小学校区で 50, 0%, 郡山小学校区で 41, 3%でございます。約半数の児童が利用している状況でございます。なお、今年度につきましては旭が丘小学校区で 1 か所増設しており、合計 51 か所のクラブが運営されています。令和 5 年 5 月の登録児童数は 2,099 人で、市内全小学校児童数の 2 割を超える児童が利用しており、放課後児童クラブのニーズとしては過去最大となっております。今後の方向性ですが、待機児童解消のため既存の放課後児童クラブの拡充や新設により、利用ニーズに対応する受け皿の確保に努めているところですが、現在 1 施設単位の利用人数が 60 人を超えるような大所帯のクラブが 2 か所あり、児童の安全・安心な生活の確保等、適正な規模を検討していく必要があることも認識しております。また、放課後児童支援員の専門性及び資質の向上のため、各種研修等を開催し、スキルアップの取組も予定しております。説明は以上でございます。
事務局（子ども家庭支援課）	続きまして、6 ページをご覧ください。(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）について、説明させていただきます。保護者の疾病や仕事等の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れなど、身体的精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設で一時的に子どもさんをお預かりさせていただく事業でございます。令和 4 年度の実施状況につきましては、ア) 令和 4 年度の実施体制にあります児童養護施設の鈴鹿里山学院や里山学院、エスペランス四日市等へ事業の実施をお願いしております。次に、イ) 実施状況の表中の、C 利用数（実績）ですが、令和 4 年度は 197 日の利用実績がありました。令和 3 年度の実績は 209 日でしたので、わずかに減少しております。実績の内訳、援助内容につきましては、レスパイトケアや保護者の就労等が主なものとなっております。今後も、広報すずか等で情報提供し、緊急時などに円滑に活用していただける事業として、周知を図ってまいりたいと考えております。説明は以上でございます。
事務局（子ども政策課長）	次に 7 ページをご覧ください。(4) 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業）について、説明させていただきます。主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽につどい、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を深めたり、ボランティアなどを活用して育児相談などを行う場を身近な地域に設置し、子育てへの不安感の軽減と緩和を図り地

	域の子育て支援事業の充実を図ることを目的とした事業でございます。今年度も継続して市内 7 か所に委託させていただいている事業所と、本市直営の子育て支援センターりんりん、河曲保育所に隣接するハーモニーの 2 か所を合わせ、全 9 か所で事業を実施しております。令和 4 年度の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、減少している状況でございました。相談事業は 2,962 件でございまして、内容につきましては、しつけ、教育に関する相談が最も多く、次いで子育てに関する相談、二つ合わせて 約 88.7% となっております。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、子育て支援センターやつどいの広場をやむを得ず休館した日もございましたが電話相談は、継続して実施しておりました。また、令和 5 年 12 月に供用開始予定の子育て支援センターりんりんでは、公民館との複合施設という利点を生かして地域との連携を図ります。なお、令和 5 年 4 月より人権政策課所管一ノ宮団地児童センターと玉垣児童センターにおいて地域子ども子育て支援拠点事業の連携型として事業を行っております。今後は実績等について本会議にて報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。
事務局（子ども育成課）	8 ページをご覧ください。(5) 一時預かり事業について、説明させていただきます。一時預かり事業には、一般型と幼稚園型がございます。それぞれの事業内容の違いにつきましては、記載の通りとなりますのでご一読いただければと存じます。令和 4 年度の実施体制ですが、一般型は公立保育所 3 園、私立保育園 7 園、認定こども園 3 園です。幼稚園型は、認定こども園 7 園、私立幼稚園 5 園で実施しております。実施状況でございますが、一般型については、利用実績が確保方策を大きく下回っておりますが、こちらは先ほど説明しましたとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために休園などの影響によるものと考えております。実績値としての延べ利用者数ですが、私立保育園、認定こども園では令和 3 年度は 2,313 人から令和 4 年度は 2,300 人で 13 人減少。公立保育所では令和 3 年度 2,657 人から令和 4 年度は 2,946 人で 289 人増加しました。私立と公立を合わせた全体の総延べ利用者数は、令和 3 年度 4,970 人から令和 4 年度は 5,246 人と全体で増加しております。また、幼稚園型については、利用実績が確保方策を大きく上回っています。これは、認定こども園化による、事業実施園の増加と幼児教育・保育の無償化の影響であると考えておりますが、在籍児童についての教育時間を越えた預かりは一時預かりとなるため、園の受入れ実績等も考慮し、確保方策の数値については

	検討してまいります。依然として、保育士の確保が難しい状況でございますが、私立保育園や認定こども園、また私立幼稚園の皆様の御協力もいただきながら、今後も事業を進めていきたいと考えております。説明は以上でございます。
会長	ありがとうございました。それでは、只今の説明につきまして何か御意見はございますか。
副会長	学童保育は日によって、夏休みや冬休みで収容する人数が変動することがある。今回コロナでかなり無理をしてケアしていただいたが、実際職員室が十分に確保できているのか、なかなか難しいと思います。そういうところをお聞かせいただけますでしょうか。
近藤委員	学童保育についてですが、先日も少しお話ししましたが、定員 70 人で預かっている状況ですが、やはり静養室はないというのはあります。職員室とかの職員が休憩をとる場所がなかなか無いとは思いますが、長期休暇の際は皆さんどのように行っているのかと疑問に思います。私は、自宅が近いので帰って休憩するかたちをとっていますが、箕田学童保育所にいる職員は近隣の方が沢山いるのでそれで休憩は取れていますが、職員室で休憩をとるところはどこにあるのだろうと考えるところです。今、国からの通知で安全安心対策と防災対策の見直しを学童保育所の中で行っていますが、やはり安全安心をうたっているところなのに静養室が無いことや、定員 70 人いるが居るだけで保育ができていないという声もありました。やはり定員の見直しを行い 30 人くらいにしたいという声もあって、30 人だと一人一人丁寧に保育ができるのではないかとという声もありました。また、放課後児童支援員の資質のところで学童保育所のところでも書いていただいています。昨年度、県の資質向上研修がありましたが、当所も放課後児童支援員が 5 人おりますので 5 人申し込みしましたが、県から人数が多いので 1 人だけにしてほしいと言われました。ミーティング等で共有しましたが、勉強したり研修等を受けて自分の資質向上につながっていくと思うので、すごく大切なところです。三重県の学童保育連絡協議会の総会で話されて県の方へ情報書を報告するとなったが、各市からも声を上げて行ってほしい。鈴鹿市の方からも資質向上研修をしっかりとっていただきたいと伝えていただけたらと思います。日本放課後児童指導員協会、まだ支援資格ができる前に岡山大学の先生たちがつくった協会の中で毎月メールが届いているのですが、静岡県の磐田市は運営マネージャーと育成支援マネージャーという方を置

	いてそれぞれ学童へ行って悩みを聞きアドバイスをしていただけるシステムをつくっている。やはりそれぞれ指導員同士で集まって話し合いをするのですが、専門的な目線から見ていただくのが一番かなと思っています。そういうシステムができればいいかなと思っています。今年からこども家庭庁が発足されて学童の位置はどこになるのかなと思います。やはり放課後児童支援員の不足が各学童で問題になってきていると思います。子どもたちの利用はたくさんありますが、それに伴っての質の改善が大切なことで今後問われていくことと思います。また、ここに児童の安心安全な生活を確保していくためにというところでは、施設の見直しも公設なので市でやっていただきたいと思うところもたくさんありました。よろしくお願いします。
事務局（子ども政策課長）	いつもお世話になっております。貴重なご意見ありがとうございます。おっしゃるとおり施設に関しましても、放課後児童支援員研修の面に関しましても様々な問題を抱えていることは十分承知しております。まずは、待機児童を出さないこと、そして質の向上につきましても施設また指導員の研修等の機会を持っていただけるよう様々なことに取り組んでいきたいと思いますので引き続きご協力いただければと思います。
副会長	教育委員会ですと、講習会はオンデマンドにするかウェブにするケースが多いです。オンデマンドを作っているのではないかなと。そこらへんの情報を確認いただければと思います。
事務局（子ども政策課）	県の方は少子化対策課が担当していますが、市の方からも投げかけはしておりますして、今年度からの実施の方向性ということなので、またご利用いただけたらと思います。
会長	ありがとうございました。
古市委員	質問と意見ですが、先ほど質の改善の対策が必要と記入いただいておりますが、その中身について安全安心な生活の確保と放課後児童支援員のスキルアップと書かれていますが、実は私どもは放課後子ども教室で学童ではありませんが、放課後の子どもの居場所づくりということで子どもたちの面倒を見させていただいています。スキルアップという部分については支援員を教育指導員と呼んでいますがその方たちが民間の方で今まで教育に携わったわけでもない方で、いわゆる民生委員をされた地域の方が子どもたちを支援していただいておりますが、多動的な子やあるいはダウン症の子が入ってきたとき、活動をしているときに落ち着きが無く、走り回ったりする子をどのように集

	中させるかの方法や、この子はどういう性格を持っているのでどのように支援したらいいかということが学習されなくてその時その時の状況で対応している。活動内容については、年間計画の中でこういったことを行うと研修会を組んでいただいて、すべての放課後児童クラブのサポーターの方を集めて、どのような内容を子どもたちへ与えていったらいいかが一つのヒントとして研修を行っていただいています。やはりそういう色々なところから、どういったことをしていけばできていくか、子どもたちがここへ来て良かったと思えるような環境が出来上がるかと聞いたときに、やはりスキルアップの部分は自分たちでなかなか出来ない部分がある。そういうところは県の研修会でも行きたくても行けなかった場合もあるので、市や色々なところからスキルアップとおっしゃるなら、どういう内容を求めているのかそこでどのように実施していくかとそういうあたりもただ対応が必要というだけではなく具体的にこういうことがあるから、こういうところで参加してはどうですかと紹介していただけると少し普段の子どもたちへ接するときの良いのではないかと思います。以上です。
田代委員	私どもの団体では、ファミリー・サポート・センターをしています。ファミリー・サポート・センターの提供会員の養成講座を6月と11月の年2回開催しています。これは、鈴鹿市の委託の事業ですので駒田先生にも講師の先生になっていただき、子どもの病気のことを教えていただいています。発達や障がいがあるとみられる子どもの支援をどう行っていけばいいかという講座を、11講座あると思いますが、鈴鹿市の業務委託ですので参加していただくのは無料です。市の広報でも案内していて、学童の方へは講座の案内のチラシも送らせていただいています。せっかくある講座ですので、こういうものも利用していただけたらと思います。またご検討ください。
事務局（文化振興課長）	文化振興課です。古市委員には、いつもお世話になっております。つきましては、学童とは違いまして地域の方々がボランティアで協力していただいて、お誕生日会やクリスマス会、或いは音楽活動や地域の遊びをやっていますので、学童とはやや違う趣旨があります。県の研修会につきましては、ご案内させていただいていますが古市委員がおっしゃったように、どういった遊びをするかどういうふうに子どもと交わっていくかだけでなく、接し方の研修もということで三重県を通して情報共有し、そういった研修がないか確認して、またご案内させていただきたいと思います。

事務局（子ども政策課長）	子ども政策課です。先ほど田代委員からご紹介いただきましたが、市の方から学童さんへ研修等の案内をさせていただいておりますので是非ご利用いただけたらと思います。また、情報がありましたらお伝えしていければと思いますのでよろしくお願いいたします。
会長	この件につきまして、ご意見ご質問等ますでしょうか。
副会長	古市委員のおっしゃっているのは、放課後デイケア施設ではないのでしょうか。今、放課後デイケアはもっと困っているのではと話を聞いていたのですが、県の管轄なので関与がないですが、そこからは意見は出てこないのでしょうか。
部長	古市委員がおっしゃられたのは、放課後子ども教室のなかで、そこに参加される子どもさんへの支援の仕方であったりという部分だと思います。
副会長	障がいを持った子どもたちが行っている放課後デイサービスはもっと困っているのではないかという気はします。そのあたりはどのような状況なのか、どういう研修をしているのかは分からないですね。何か情報がありましたらまた教えてください。
部長	かしこまりました。
会長	これまでにについてご質問等ありますでしょうか。 では、次に進めていきたいと思います。9 ページ目「(6) ファミリー・サポート・センター事業」から 13 ページ目の「(10) 養育支援訪問事業」までについて、事務局から説明をお願いします。
事務局（子ども政策課長）	それでは (6) ファミリー・サポート・センター事業につきまして説明させていただきます。令和 4 年度の会員数ですが、依頼会員に対し提供会員が少ないため、様々な機会を通して提供会員の拡充のための案内をさせていただいているところでございます。提供会員が少ないことにより事業自体に支障が出ていることではございませんが、本事業の課題となっているところでございます。利用数いわゆる活動件数につきましては、令和 3 年度と令和 4 年度を比較すると 256 件増加しております。各小学校区に放課後学童クラブを設置したことにより学校区を跨いでの放課後児童クラブへの送迎ニーズや、二人目以降の子どもの出産の際の、保育園への送迎などのニーズもございまして、引き続き事業を実施してまいりたいと考えております。続きまして、10 ページ (7) 乳幼児健康支援一時預かり事業（病児・病後児保育事業）について説明させていただきます。本事業は、病気はほとんど回復しているけれども、保育園などでの集団生活が困難な場合、

	また病気の回復期に至らない場合で、家庭で保育ができない児童をお預かりさせていただく事業でございます。白子クリニック小児科に委託しておりまして、利用者数は令和3年度と令和4年度を比較すると34件減少しておりますが、例年900人から1000人程度で推移しておりましたので、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた状況でございます。また、令和2年度の4月から公立の西条保育所において、病後児保育を行っておりますが、徐々に市民の方への認知度も高まり、令和4年度の利用者数は170人と前年度の倍以上となっております。保護者の就労等もあり、ご家庭での保育ができない方もお見えになることから、今後も必要な事業でありますので、継続して事業を実施し、市民の皆様への情報発信にも努めてまいります。説明は以上でございます。
事務局（健康づくり課長）	続きまして、妊婦健康診査事業について説明させていただきます。資料の11ページをご覧ください。こちらの事業は、妊婦の方の健康保持・増進を図るために、健康状態の把握や検査計測、保健指導の実施など妊娠期間中の適切な時期に応じた医学的検査を実施するもので、その費用の一部を公費で助成させていただいております。なお、昨年度令和4年度からは多胎児を妊娠された妊婦の方に対し、経済的な負担の軽減を図るために、通常14回の妊婦健康診査について追加で5回まで受診する費用を助成する制度を開始しております。実績でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度におきましては、全国的に妊娠届出数が減少し、本市の妊婦健康診査の受診者数も前年より減少しました。令和3年度におきましては、コロナ前とはいかないものの受診者数は増加しましたが、令和4年度は少子化による妊娠届出数の減少により、妊婦健診受診者数も減少しています。しかしながら、母体と赤ちゃんの健康管理は非常に重要ですので、今後もあらゆる機会を通じ、受診勧奨に努めてまいります。続きまして、12ページ(9)乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）につきまして説明させていただきます。この事業は、生後4か月までの乳児がいる家庭すべてを訪問させていただき、子育て支援に関する情報提供や育児指導・養育環境等の把握を行う事業でございます。地区の主任児童委員さんや保健師、助産師等が訪問させていただいており、お母さん方の育児の孤立化予防を図る事業でございます。新型コロナウイルス感染症や、何らかの理由で訪問できない場合であっても全戸訪問事業ですので、電話等で全数把握を実施しています。なお、従来の母子保健事業に加えて、令和5年2月から出産・子

	育て応援事業を新たに開始しております。この事業の開始に伴い、令和 5 年度からの乳児家庭全戸訪問事業にも少し変更がありましたので、併せて報告させていただきます。まず、新たに始まりました出産子育て応援事業でございますが、国において創設された出産・子育て応援交付金に基づき、全ての妊婦、子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近なところで相談に応じる伴走型相談支援、いわゆる寄り添う支援と言われております。出産・子育て応援給付金の支給、いわゆる経済的支援を一体的に実施するものでございます。伴走型相談支援については、妊娠届出時、妊娠 8 か月時、生後 3 か月の乳児家庭全戸訪問の計 3 回面談を行います。経済的支援につきましては、妊娠届出時の面談後 5 万円、乳児家庭全戸訪問後 5 万円を給付するものでございます。この事業の開始により、乳児家庭全戸訪問事業の役割が、従来の訪問時に気になる方がいれば、保健師や助産師等の専門職に繋げるという役割から、専門知識を持った職員が訪問し保護者の不安をその場で解決するといった、今までよりもより寄り添った対応が必要というようになってまいりました。そのため、従来から主任児童委員様にご協力いただいておりますが、主任児童委員様とも話し合い、令和 5 年 4 月以降に子どもさんがお生まれになったご家庭へは、すべて訪問時、保健師等の専門職が訪問することとしております。今後につきましても、対象者のニーズに沿った訪問スタイルの実現を目指し、引き続き訪問員との調整や研修等を継続実施していきます。以上でございます。
事務局（子ども家庭支援課長）	続きまして、13 ページをご覧ください。（10）養育支援訪問事業についてご説明させていただきます。養育支援が必要な家庭に対して、家庭訪問を実施し、子育てに関する相談や家事の援助及び指導を行うことで、当該家庭の適切な養育に繋がれると共に、保護者のストレス軽減など児童虐待の未然防止を図る事業でございます。令和 4 年度の実施状況につきましては、イ）の実施状況の表中の C 利用数（実績）でございますが令和 4 年度は 861 人で令和 3 年度の数と概ね変わりませんが、訪問家庭につきましては産後うつや精神的な病気等により子育てが困難な家庭への支援が増えております。訪問時には、近況確認や相談、家庭環境の改善や育児支援、子どもの相手などが主な支援内容となっております。今後の社会情勢の変化などから養育困難な家庭が増加することが想定されるため、保護者や家庭のニーズに応じて、継続して事業を実施していきたいと考えております。説明は以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

会長	ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、ご質問等ありますでしょうか。
副会長	情報提供として、ファミリー・サポートについてですが、今大学病院の中で幼稚園や学童保育を開設する方向で動いていますね。学校が終わったらお母さんは病院で働いているので、迎えに来てほしいとなった場合、どこまで情報提供して良いものかが難しい。幼稚園や小学校から大学までとなると、市をまたぐことになるので連携の問題がある。おそらく大きな病院ですとそういった施設を持つ形で動いていくと予想される。その中で時間によっては移動するための補助をお願いすることもあるかもしれないので、そうなってくるとファミリー・サポートしかないのかと想着いて、あくまでも、情報提供ですので、おそらくそういう話が今後あるかもしれないということです。
田城委員	送迎が多いのですけれども、鈴鹿市内と限らせていただいております。保育園でも、杜の街の保育園だと市からほんの近くなのでそれだと可能ということはあると思いますが、鈴鹿市と他市との境目に出ての車の送迎が多いので、車で送迎については、ケガでの保証はファミリー・サポート・センターから出ますが、事故については個人の責任になってしまいますので、どの範囲までが可能かはその時にならないとわからない。
会長	では、そのほかにご意見等ございませんでしょうか。
中村委員	乳幼児健康支援一時預かり事業ですが、定員を超える利用申し込みがあったと、いうことですが、他の事業で利用申込があったのに、受け入れ体制が整わずに受け入れてない事業が他にもあるかどうかを聞きたい。確保方策はこうなりましたとあるのですが、実際に保護者から受け入れてほしいと要望があったのにも関わらず受け入れ体制が整わず受け入れできなかった事業が他にもあったら教えていただきたいです。
事務局 (子ども育成課長)	病後児も受け入れの枠があつたりしますし、子どもさんの状態において受け入れできる、できないがあつたりするので病後児はそれにあたってくるのかなと思います。
中村委員	ファミリー・サポート・センター事業についてはいかがでしょうか。他の事業についても、受け入れてほしいと言われても、提供できる会員さんがいないので受け入れできませんと言われた場合もあると思いますが、それは全く数に入ってきていないのでどのくらいの要望があつてどのくらい差があるのかなと思いました。

田城委員	ファミリー・サポート・センターについてですが、今言われたように依頼をしたいと言われて提供会員やいろいろなところをあたってみたりして、ファミリー・サポート・センターの事業は依頼する方と援助をされる方の 1 対 1 の事業でそれをセンターで取り次いでいます。依頼に対し何人かの援助会員にあたっても、誰も動けない場合もあります。この日なら良いですといったように、ほぼ受け入れできないことはありません。アドバイザーが交代したりしながら、依頼が成立するようにしている状況です。ただ、提供会員になってくださる方自体を増やすことはとても難しく、1 回に 5 日間の 25 時間の講習の受講が必要ですので、それをクリアできる方はなかなかいないので、この 6 月も講座をしましたが、新しく提供会員になっていただく方は、7 名しか増えない状況で、以前からいる方の中で動ける方を掘り起こしながらやっている状況です。今のところ、そういう方はほぼないようにしています。
事務局（子ども政策課長）	子ども政策課です。学童保育事業についてですが、今年度につきましては 8 人の待機児童のお子さんがみえます。学童保育につきましては、小学校入学の 1 年前に就学前施設、幼稚園・保育園・認定こども園などに依頼しまして、来年度小学校へ進学するお子さんに対して、学童を利用する・しないのアンケートを実施し、事前に数の把握を行っておりまして、今年度については事前にアンケートを取った状態では待機児童はでないとしておりましたが、実際には 8 名のお子様現在待機児童となっております。対応としまして、例えばバスを所有する学童さんなどへお願いし、送迎の範囲内であるかどうかなど、その辺りの調整を行っています。
副会長	病児保育がなかなかコロナで厳しかったので、5 類へ下がったので少しは楽になってきていると思いますが、検査や隔離とか設備をその人数分用意できなかったケースと、家族単位で発症するものですから、必要なケースもあって利用数が凄く落ちてたっていうのもあると思います。
中村委員	ショートステイ事業、一時預かり事業についてはどうでしょうか。
事務局（子ども育成課長）	一時預かりも同じですね、当然ながら枠がありますので、予約されている順に入っていきますので、空いたら次の方へと声を掛けさせていただきます。やはり、予定をされていても結局、何かの都合でお休みが取れたという場合もあり、急に空きが出たときはどうすることもできないこともあります。基本的にはそのような形をとらせ

	ていただいております。
中村委員	希望したらいつでも預かっていただけるという感じなんですかね。
事務局（子ども育成課長）	要件に合うか合わないかがありますので、無条件で預かるということではないので、利用条件が合っていれば、そして空きがあれば預け入れが可能です。必ず空きがあるか確認いただいた上で利用いただく形にはなっています。
中村委員	レスパイト利用とかもできると聞いてるんですけど、レスパイト利用だと要件が低くなって預かれなかったわ、みたいな声を聞いたんですけど、そういう風にレスパイトだと、利用は受け入れ人数が合わないと言われてしまうと、お断りするということですか。
事務局（子ども育成課長）	要件がレスパイトだからというのではなく、それぞれの要件の中でお話をさせていただいておりますので、門前払いというのは当然しないと思います。
中村委員	受け入れ人数には枠があって、その日は無理ですというようなお断りもあるということですか。
事務局（子ども育成課長）	そのようなことはあります。たまたまこの日に被ってしまったときにお断りさせていただくことはあります。使い方についてはご案内させていただきますが、そこでどうしても利用したかったのと言われた方がおみえになるのだと思います。
事務局（子ども家庭支援課長）	子ども家庭支援課です。6 ページのショートステイにつきましては、レスパイトが多くなっていますので、利用してもらうことが可能でして、B 確保方策を見ていただくと数字は少ないんですが、C 利用実績は倍近い数字が出ています。これはニーズがありますので、それに対応させていただいていますが、中には児童養護施設が鈴鹿には少ないということもありまして、ア) 児童養護施設を見ていただくと、津市や四日市市があります。そちらを利用していただけるとすれば、それぞれ対応させていただいておりますので利用していただけたと思います。以上です。
会長	次の議題に進みます。「公立幼稚園における 3 年保育実施園の追加について」事務局から説明をお願いします。
事務局（子ども政策課長）	それでは、公立幼稚園における 3 年保育実施園の追加について説明させていただきます。資料 3 を御覧ください。まず、1 経緯についてでございますが、公立幼稚園における 3 年保育につきましては、令和 2 年 10 月に策定の「鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基

	本方針」におきまして、令和 5 年度末までに 5 園を目途に集約化を図り、人的配置を整え、適正な実施時期や実施園する園の検討を行うとしております。そのような中、今年度から国府幼稚園及び玉垣幼稚園において 3 年保育を試行的に開始したところ、定員を超える応募があり、公立幼稚園の 3 年保育に対するニーズへの対応が必要となっている状況でございます。次に 2 集約化の状況についてでございます。園児数の減少により、令和 2 年度に椿幼稚園が休園、令和 3 年度に箕田幼稚園が休園、令和 4 年度に白子幼稚園が休園、椿幼稚園については、3 年連続で休園となったため、廃園、令和 5 年度に加佐登幼稚園、栄幼稚園が休園、箕田幼稚園が廃園となっている状況でございます。令和 6 年度には先の基本方針に基づき、国府幼稚園、旭が丘幼稚園、飯野幼稚園、玉垣幼稚園、神戸幼稚園の 5 園に集約化を図りますことから、白子幼稚園、加佐登幼稚園、栄幼稚園、稻生幼稚園は廃園となる予定でございます。次に 3 追加する 3 年保育の実施園と追加時期についてでございますが、令和 6 年度から旭が丘幼稚園で、1 クラス、定員 20 人の追加を予定しております。また、令和 7 年度以降につきましては、令和 5 年度及び令和 6 年度の実施状況の検証結果及び入園の募集状況により、他の 2 園での実施も検討してまいりたいと考えております。次に 4 実施園（旭が丘幼稚園）の選定理由についてでございますが、資料に記載のとおり、3 年保育への問い合わせや、現在利用する園児数が公立幼稚園の中で最も多いこと、3 年保育を開始している国府幼稚園（市西部）と玉垣幼稚園（市東部）の中間に位置し利便性が高いこと、比較的新しい施設であることから当園を選定いたしました。令和 5 年度におきましては、園児募集及び令和 6 年度からの受け入れに向けた準備を進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。
会長	ありがとうございました。 それでは、只今の説明につきまして何か御意見はございますか。
古市委員	3 年保育を実施していただいた国府と玉垣についてはどのくらい定員オーバーしたのか、それからこの園につきまして、園での子どもたちの時間は基本的に何時から何時で、従来の枠から違ってきたのか、従来とおり午後 2 時頃から降園するのか、3 年保育をしたことで変更点がありましたら教えてください。
事務局（子ども育成課長）	定員オーバーにつきましては、昨年の申し込みの段階で玉垣幼稚園で 20 名の枠を 6 名ほど超えておりまして、その時点で国府の方で 3

	名ほど空いていたのでそちらに回っていただいた経過がございます。現状どちらの園でも 20 名の定員は埋まっております。今現在としましては、7~8 名の方が待っていただいている方がいらっしゃいます。時間については、通常通りの時間で、変更はないです。
古市委員	昔から 3 年保育は、保護者の方の切実な願いでありまして、23 園あつてから、最終的に 5 園になりますが、このあたりのもう少し早い段階で 3 年保育という形がとれていれば、廃園というの少なく、保護者の方も近くの園に通わせることができたのではないかと、そういう思いがあつて、結果論ですけれども、3 年保育というのがもう少し早い状況でならなかったのかなと今そういう思いはしております。
杉本委員	幼稚園や保育園の増設や廃園のことなんですけれども、これは鈴鹿市の中でいわゆる新しく住宅地をつくる計画のような、私も神戸地区に住んでいますので、近くに大きい住宅街ができるみたいなのを広報でもらってきたりしてたんですけれども、そういうところを含めて、鈴鹿っていうのはそういったところに子育て世帯が集まってきていると思いますので、そういうところも見越して、幼稚園なり保育園なりを増設するなり集約するなり、情報交換みたいなところを市の中でされているのか、そこまで見込んで計画を立てているのかなと、一市民として気になったので質問させていただきました。そのあたりはいかがでしょうか。
事務局（子ども政策課長）	子ども政策課です。例えば幼稚園で申し上げますと、私立と公立が市の中にございまして、その中で、公立の幼稚園につきましては、古市委員からのお話にもあつたように過去は 23 園あつたという状況から減らしておりまして、先ほど申し上げました「鈴鹿市立幼稚園・保育所施設整備に関する基本方針」を令和 2 年度に定めておりますが、この時点で公立幼稚園 11 園あつたものを 5 園に集約する方針を打ち出しております。幼稚園に対するニーズ、必要とするものに対する供給の面で、確保方策つまり供給の面が過剰になってきているところで、私立も含めてご提供出来れば、近隣の園に通って利便性が上がる場所ですが、私立・公立に関しましても、当然成り立たせていく成立させていくところがございます。結果的に幼保無償化が始まったことで大きな火種になっていると思います。そこで、公立の幼稚園がかなり人数が減少してしまった、やむを得ないところではございます。
事務局（子ども育成課長）	計画に人数が反映されているかということですよ。住宅開発や、総合的な計画ということですよ。

杉本委員	おそらく市の中で土地開発があったり、各課が担当されたり、そこで情報交換があったりとか、議会の方でされているのかなと思いました。
事務局（子ども育成課長）	おおまかな流れの説明になりますが、先ほどの令和２年の計画を立てるときもありましたが、市自体に総合計画や人口の推移の計画がありまして、その計画を見ながら、こういった個別の計画を考えるときに、子どもさんの人口の動き、当然全体の人口の中で子どもさんの人口がどうか、それに加えて学校のこと、そういったことをいうのは、１年だけでなく数年先までどのような対策が入っているか、そういう情報はいただきます。そういったところを加味しながら、情報を集めながら進めさせていただいています。
中村委員	先ほどおっしゃったように無償化の件で、幼稚園を考えている方は早くから動いている方がみえると思いますが、３年保育を旭が丘幼稚園で実施をするにあたっての市として広報的なものや、他の幼稚園での３年保育の見通しというものが現在あるようでしたら教えていただきたいです。
事務局（子ども育成課長）	広報的なところですけども、３年保育ということに対して先ほどからもやはり遅いと言われておりますけれども、やるにあたっては、やはりこれから先どう動いていくかということで、昨年度からですが学校さんと同じく幼稚園も夏休みがありまして、これを活用しようと夏休みに集約する園を中心にですが、幼稚園ではこんなことをしていますよとみていただく機会を設けています。草の根運動ではないですが、こういうことも行いますよと、それは今年も行います。活動内容を見ていただくその中で、その他の園で３年保育ってどうなのと聞かれることがありますので、園長先生や園の先生方も３年保育については、こういったことをやらせていただいていますよというようなところが現状の広報的な活動です。３年保育の今後なんですけど、先ほどもありましたが、幼稚園の利用者数がすごく減ってきていて、右肩下がりで下がってきています。無償化の影響や、働かなければならないという社会情勢の中での話だと思いますが、どう考えていくかと踏み出しましたが、２０名・２０名という数字は、中身を見てみますと、保育所さんから移動してきている方はほぼほぼいない。やはり公立幼稚園を経験されたことのある親御さん方が、４歳から行こうと思っていたけど、先から利用できるなら利用してみようかなという感じで今利用されている状況です。そう考えますと、言い方はあれですけども、

	十分な人数が確保できるというような計画かどうかというのは、正直まだ不透明なところもありますので、今回旭が丘を開かせていただきますが、状況を見ながら考えていきたいと考えています。
古市委員	過去に戻って申し訳ないですが、やむを得ないと先ほどありましたが、この現状はほぼ予想されていた、いわゆる少子化で子どもさんの数が減っていく、世の中が変わる中で働く親御さんが多くなったことで、子どもを預かる時間をやはり遅くまで確保したいというのは分かっていたことで、今のように2時に終わって帰ったところでは対応できないですね。ですから今までも検討委員会の中で3年保育をしたいというニーズがあったと思うんですよ、現実的に、過去にも、何年か前に、その時にそれが障害になったというのはどこにあったんですか。時間延長を市の公立幼稚園は1日の保育時間が4時間とかそういう枠、制度があってそれがネックで、もうそこができなかったというところが正直な一番の原因なんですか。多分時間的なところがクリアできれば大分変わってきたと思うんです。3年保育というものについても要望は多かったんで、それが市のほうでなかなか現実的にできなかったという、一番の壁というのはどこにあったんですかね。
事務局（子ども育成課長）	過去からの経緯がずっとありますので、私自身これというものは判断がつかないです。教育委員会から子ども部局へきた幼稚園の仕事をさせていただく中で、その課題が残っているということで今まで取り組んできた結果が3年保育に繋がっているわけなんですけれども、やはりそこにいくまでには様々なものがあったり、元々公立の幼稚園で1年保育だったのを2年保育へ拡充するにあたり、何年か試行しながら行っておりましたが、そういったものがようやく2年に落ち着いてきたところに、社会情勢の変化が影響してきているので一概になにが原因とはなかなか判断がつかないところです。ただ、おっしゃるように利用時間の問題はあるとは思いますが、それも一因になっていると思います。それについても含んでの話の中で、3年というのを進めてきております。
中村委員	公立の幼稚園は延長保育的なことはできないのでしょうか。制度的にできないのか、鈴鹿市さんとして、しないという感じなのか聞いてみたいと思って。公立の幼稚園にうちの子も通わせてたんです、けど働きながら時間を気にしながら14時までに迎えに行くことをすごく頑張ってもらってる方もいましたし、それこそファミリー・サポート・センターさんをお願いしたり、いろいろなところを頼ったりしな

	がら働いていらっしゃる方もいました。制度的にできないのかそれとも鈴鹿市さんがやっていないだけなのか教えていただきたいです。
事務局（子ども育成課長）	公立単独ですべてやっているところであれば可能かと思いますが、公立と私立共存の中で、住み分けをしてきた経緯がやはりあるというのが大きいですね。
中村委員	私立園さんがされているから、公立ではやれないということですか。
事務局（子ども育成課長）	元々公立が、この段階で、手を出して入ればよかったと思うんです、一番初めに。
中村委員	今からやる見込みもないですか。
事務局（子ども育成課長）	人数的なこともありますので、そこは何とも申し上げにくいところです。
中村委員	公立の幼稚園の先生、子どもさんたちが帰られてからもいらっしゃるじゃないですか。ほかの仕事がたくさんあることは知ってるんですが、そういうところでそんなに人数が多くなるとも思えないので、やった方がいいのになと思いました。
事務局（子ども育成課長）	ご意見ありがとうございます。職員数も減ってはきてはいますので、資質向上をと色々出てきていますが、幼稚園・保育所は交互に資質を向上していきながら、どちらでもと考えていかないと思っておりますし、運営状況からするとそこまで大きな変化はないと考えております。
会長	では、続きまして、事項書3 報告事項に進ませていただきます。残り時間の関係上、報告事項については（1）利用定員の設定変更についてから（3）玉垣保育所の施設整備についてまで、まとめて事務局から説明をお願いします。
事務局（子ども政策課長）	それでは、報告事項（1）利用定員の設定変更について説明させていただきます。資料4を御覧下さい。鈴鹿市立旭が丘幼稚園の利用定員の変更についてですが、先ほど御審議頂きました3年保育の実施に伴うものでございます。現在の利用定員は4歳児と5歳児合わせて、合計140名となっておりますが、このたびの変更により利用定員を125名とするものでございます。内訳ですが、これまでは4歳児と5歳児で140名、これは1クラス35人が4クラスとなる計算でしたが、このたびの変更により、4歳児と5歳児で105名、これは1クラス35人が3クラスの計算で、これに3歳児の20名を加えまして、合計125

	名とする計画となっております。また、学級数につきましても現在の 2 学級から 3 学級とする計画となっております。なお、利用定員の変更に伴う、学級数の増加に対して、必要となる設備の確認をしましたが、施設整備等行わず、既存の園舎での対応が可能となっております。次に、報告事項 (2) (仮称) 第 3 期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査の実施について説明させていただきます。なお、ここからは特に資料はございません。現計画が令和 2 年度から令和 6 年度までとなっておりますことから、令和 7 年度開始予定として (仮称) 第 3 期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて準備を進めて参りたいと考えております。今後業者を決定いたしまして、年内にはアンケート調査を実施する予定ですが、次回の本会議にて、アンケート素案を提示させていただき、御意見をいただきたいと考えております。最後に、報告事項 (3) 玉垣保育所の施設整備について説明させていただきます。本市では、令和 2 年 10 月に策定の「鈴鹿市立保育所・幼稚園 施設整備に関する基本方針」において、公立保育所・幼稚園の役割と今後の方向性を示しております。その中で、玉垣保育所は施設の老朽化が著しいため、躯体そのものを生かした改修整備が難しく、また、敷地面積が狭く現在地での改築が困難であることから、近隣の玉垣幼稚園において、幼保一元化をめざす旨を示しています。このたび老朽化した玉垣保育所を改築するにあたり、基本計画策定業務費を 6 月定例議会にて、補正予算として計上し議決をいただきました。計上させていただきました基本計画策定業務では、本方針に基づき玉垣幼稚園との幼保一元化等について検討し、多様化する保護者ニーズの精査、行政が果たすべき役割を踏まえ、一時預かり事業や休日保育等の実施も視野に入れながら、施設の規模、建築物の配置、概要等の基本計画を策定していくものでございます。説明は以上でございます。
会長	ありがとうございました。それでは、只今の説明につきまして何か御意見等はございますか。
真昌委員	まず、(1) の利用定員の変更ですが、利用定員の変更は私立園についても同じように今私が認識しているのが、3 年間の実績等に応じて利用定員の変更が可能かと思っておりますが、解釈があっているのかと。あとは、この 3 年間の減少を加味した上で言いますと、さきほどありました旭が丘幼稚園ですが 3 年間の実績としましては、令和 2 年度から令和 4 年度の園児数の推移として 4 歳 5 歳が 105 人に変更に

	なりましたが、利用児童数は 81 人から 68 人に減少していると思いますが、これについては定員が多いと思います。大事なことなので市の意見をお聞かせいただきたいと思います。お願いいたします。
事務局（子ども育成課長）	定員の考え方については、収容人数は変えていません。利用定員の枠の中で現状クラス数を維持できる人数の変更をとっているのですが、将来全体的な数字の見直しは最終的に出てくるとは思います。現在、収容できる定員は現状維持している中で利用定員の人数を設定させていただいています。現状に合わせた形で人数をあてさせていただいています。
真昌委員	利用定員を見て減らしている訳ではなく、20 人と減少しているので減らしているということですね。
事務局（子ども育成課長）	140 の数がある中で、今回利用定員を設定するという整理です。
真昌委員	3 年間で 81 から 68 と減っているのですが、今日の資料には載ってないです。
事務局（子ども育成課長）	数の推移は今回の設定は玉垣の延長なので、それに合わせての今のところ現状、減少の設定となっています。
真昌委員	私どもの園は利用定員が 10 年前から減少してきています。今まで 3 年間の直近の人数を見て 10 人単位でやらせていただいているのですが、10 年で 10 人以上の減り方をしています。全国的には令和 7 年を機に利用定員が全体的に減ると言われていますので、例えば 10 人の考え方を 5 人に変更、3 年縛りをなくしていただけると、運営的にもかなり厳しい部分が沢山あるので色々ご相談させていただけたらと思います。
事務局（子ども育成課長）	今のお話の展開については、国の方から、またマスコミでは無園児という言い方をしていますが、利用しない子たちをどうやって入れていくか、そういう話を始めてますので、安易に定員数を触るのもなかなか難しい状況になってきたのかなと思います。そういった情報も得ながら、今後待機が出ないよう枠をとりながら、ニーズの判断をしていくことが重要かと思います。
真昌委員	続けて (3) の玉垣保育所の施設設備についてですが、お話にあったとおりです。公共施設に対して私立保育連盟から意見を入れることは無いですが、先ほどお話ししたように園児数が減少していくことが見込まれますので、施設のあり方について市だけで決めるのではなく私ど

	も連盟も一緒に入りながら、お話をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。
事務局（子ども政策課長）	子ども政策課です。ご意見ありがとうございます。これから子どもの数が減少していく、ただし就労の状況にあわせて利用児童数は増えていくのでそれを見極めながらにはなつてまいります、今現在、就学前施設の利用状況の調査を今年度は出すことができましたので、この先推計を 20 年くらいの推計を外部に出して調査する段階にあります。その数を見極めての、玉垣の施設整備はもちろん計画をしていますし、私立さんとのバランス等ございます。その中で公立の保育所としてすべきことも加味しながら考えていきたいと思っています。こちらで一方的に考えて進んでいくことはございませんので、また、相談させていただきたいと思っています。
会長	そのほかご意見等ございませんでしょうか。それでは、報告事項につきましては、以上で終了とさせていただきます。続きまして、事項書 4 その他について、何か御意見等ございますか。
真昌委員	私立保育連盟の真昌です。先ほど子ども育成課長からもありましたように、こども誰でも通園制度について、最近よくニュースでも放映されていますが、来年度から実施されるのではないかとお話をされています。このお話ですが、細かく言いますと生後 3 か月以上の児童が週 2 回まで預けられる制度と言われているのですが、人手のことについてや職員の手当てについては、現状全く言及されていないということで職員の負担増への対応対策等を行政の皆様と話し合っていないといけないと思いますし、子育て支援がスムーズに進められるように配慮していないといけないと、引き続きこの件についてもお話し合いをさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。
会長	この点につきまして、事務局からご意見等ありますでしょうか。
事務局（子ども育成課長）	先ほども少しお話がありましたように、国が青写真を出し始めただけで、しっかりとした作りこみの部分が全く出ていない制度となっております。情報だけが一人歩きしている状態で、こちらも困惑している状況にあります。ある施設の大きさは現状から広がるわけではありませので、その中で今保育園や幼稚園を利用していない方を全部どうやって受けるようにするのか、わからない状況です、国の情報は国から降りてきたら、逐一情報を提供しながら進めていきたいと考えております。

会長	その他のところでご意見等ございませんでしょうか。
田城委員	部長さんのお話で、子ども条例の制定について鈴鹿市も着手していきたいとお話があったんですけども、今わかっている道筋がありましたら教えていただきたいです。お願いします。
事務局（子ども政策部長）	まだこれから着手ということで、今他市の情報を集めながらどのような条例にするかを検討しているところでございます。子どもの意見を聞いたりですとか、子育て世帯や関係者の方から意見を聞きながら進めていきたいと考えております。また、詳細が決まっていまいしましたらお知らせさせていただきたいと思います。
会長	その他、ご意見等よろしかったでしょうか。では、事務局からはなにかございますか。
事務局（総務 GL）	1 点、連絡させていただきます。本会議の次の開催予定についてですが、今回は、10 月ないし 11 月の開催を予定しております。議事内容につきましての詳細は改めて文書でご案内させていただきます。先ほどの話にもありましたが、今年度鈴鹿市の事業といたしまして、子ども条例の制定につきまして取り組んでまいります。当子ども・子育て会議におきましても皆様からのご意見を頂戴できたらと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。以上です。
会長	それでは、以上で議事を終わらせていただきます。最後に事務局お願いします。
事務局（子ども政策課長）	会長、長時間にわたりましてありがとうございました。委員の皆様におかれましても、活発な議論をありがとうございました。これを持ちまして、第 35 回子ども・子育て会議を閉会とさせていただきます。皆様お疲れ様でした。ありがとうございました。